昭和九年度運動方針草案書

吾が組合は創立してより茲に四ヶ年吾等は吾が組合の指導精身に立脚して一路労働大衆の経済的利益の為めに善戦健斗し来たのであるが我等は光連ある幾多の戦積を積み優越せる実力を獲得するに至った。今日迄の歴史的過程を顧みて我等が指導理論に於いては実践的業績に於いても明らかに勝利の前進を続けつゝある事を確信するものである我等は我が組合が九州に於ける代表的労働組合たる地位に鑑み、今後に於ける責任の重大なる事を痛感するものであるが、我等は茲に大四回大会に際し我が組合の理想の正しき前進の為に左の運動方針大綱を宣明するものである。

一、我が組合全員は我が組合の指導精身を明確に把握すると共に日常の実践的運動過程に於いても此れを完全に体現しなければならない。

(一) 労働組合本来の日常斗争に於いては最も果敢に遂行しなければならぬ。

(イ) 賃金値上に対し徹底的なる抗争を続けなければならぬ。最低賃金一系六十ヶの確立を要求し本年度の最も重大なる斗争大目としての賃金問題は争議等の場合に充分考慮しなくてはならぬ

(ロ) 解雇手当の制度あるも二三の大手筋の炭坑にか過ぎぬ然かも都会の労働者に比較ならぬ底額である大部分は予告手当と帰郷旅費を支給するに過ぎぬ事更に内規を設け違反者に対しては一銭も支給しない炭坑が多い。

(ハ) 我が組合は解雇反対増額賃金のスローガンを先頭に掲げて斗はねばならぬ。生活費軽減については又舎宅料電灯料値下げ電球無料引替購買会生活必需品値下げ等にも機会ある毎に斗わねばならぬ

(ニ) 公正なる検炭制の確立に就いては其の炭坑に適当せる具体案を提出して此れを獲得しなくてはならぬ

(ホ) 労働法規厳守に就いては炭坑主が従来自己の利益を増加さす為めに意識的に違反して来た其の為めに幾多の労働者を犠牲にした我等は法規の違反事実を摘発し法規の厳守を迫らなくてはならない。

(三) 政治斗争一般に対してはもとより総同盟の既定方針に従ふものであるが労働組合は其の本来の経済的使命達成に主力を注ぎこれが延長として政治運動へ進む可きを特に高唱するものである

(四) 我等は組合員全員に対する階級激化運動を不断に行はなくてはならぬそれは特に未組織労働者に対して行はなくてはならぬ。若し此れを怠る時は我が組合の階級性に危険を及ぼすものなることを知らねばならぬ。階級的教化運動は理論的と共に実践的にも此れを行ふ可きである。末期的資本主義の特長たる反動主義の旺盛なる現下の過程に於いて更に組織的計画的に此れを敢行しなくてはならない

(五) 本部及び支部を通じて組合の財政を充実する事は刻下の急務である、組合の財政はあくまで組合員大衆の自身の負担を原則としなくてはならぬ

(六) 組合の全部的統制は地方分権主義を排して民衆的中央集権主義により各支部聯合会各支部の運動統一を確然としなくてはならない。